

関係者各位

高知県観光振興部観光政策課長
(公印省略)

高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金の拡充及び申請受付期間の延長について

平素は、観光振興行政にご協力を賜り、ありがとうございます。

県では、県の対応ステージの「特別警戒」への引き上げに伴う人出の減少や、飲食店等に対する県からの営業時間の短縮要請により、事業活動に大きな影響を受けている中堅・中小企業、個人事業主の皆さまを幅広く支援するため、高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金の給付を行っております。

このたび、令和2年12月に加え、令和3年1月も給付対象とし、申請受付期間も令和3年5月31日まで延長しましたのでお知らせします。なお、本件に関するお問い合わせは、下記「お問い合わせ先」までお願いいたします。

記

○給付対象

当初	拡充後
令和2年12月の事業収入（売上）が前年同月比で30%以上減少している	令和2年12月又は令和3年1月の事業収入（売上）が前年同月比で30%以上減少している ※両月とも対象の場合、2ヶ月分給付

○申請書類の受付期限

当初	延長後
令和3年5月17日（月）	令和3年5月31日（月）

○お問い合わせ先

高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金 申請手続相談窓口（コールセンター）

電話番号：088-823-9875

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日含む）

https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/tansyuku_rinjikyufukin.html

別添：臨時給付金のご案内